

変更届出書の手続きについて

※外国人技能実習生が、実習期間の途中で帰国等により共済契約を途中で解約される場合の手続きについてご使用ください。

※必要事項をご入力いただき、ご送信ください。

1. 変更事由発生日から2か月以内にご入力して頂くようお願いします。発生日から2か月以内にご入力頂いた場合には、発生日で返戻共済掛金を計算します。
2か月を過ぎてしまった場合には、ご入力日で返戻共済掛金を計算します。
2. ご契約者欄は、共済契約時と同一にしてください。(ただし、団体等に変更があった場合には変更後の団体名としてください。)
3. 【変更事由】で、帰国・失そう以外の理由で解約される場合、その他()に具体的理由をご入力ください。